## 公益財団法人東京都人権啓発センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京都人権啓発センターと称する。

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 普及啓発に関する事業
  - (2) 講演・講座・研修等及び相談に関する事業
  - (3) 情報収集・提供、調査研究等に関する事業
  - (4) 出版物等の発行に関する事業
  - (5) 東京都及び都内区市町村等の行う人権に関する教育・啓発に係る事業
  - (6) 人権啓発関係施設の管理運営
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、136,000,000円とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 基本財産以外の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、 評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

# 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179 条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持している者
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする 者
  - (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体
      - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
      - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の 評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の 優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 6 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。 (任期)
- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議 員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (評議員に対する報酬等)
- 第14条 評議員に対して、各年度の総額が900,000円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4)貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) 並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長

が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員 会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の一週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第19条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。 (決議)
- 第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行 わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場 合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者 を選任することとする。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が、議長とともに前項の議事録に 記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上7名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行 理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事の構成は、各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族、その 他特別の関係がある者として法令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1 を超えてはならない。また、同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者 その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数 は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 監事は、この法人の理事(親族、その他特別の関係にある者を含む。)及び評議員(親

族その他特別の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。 また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事の職務について不正・不当な事実を発見したときは遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告をするため必要があるときは、監事は理事長に対し理事会の招集 を請求することができる。なお、請求した監事は、請求した日から5日以内に、その請求 した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、 理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、 退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任 することができる。この場合、議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければなら ない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項に基づき、 監事が招集の請求又は招集したとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通 知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 (議事録)
- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第8章 顧問

(顧問)

- 第36条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、5名以内とする。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務に関する重要な事項について理事長の諮問に応じること。
  - (2) 理事長から諮問された事項について助言する。
- 4 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給 基準については、評議員会の決議により別に定める。

### 第9章 事務局

(設置)

第37条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。 (構成)

- 第38条 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 前項以外の職員は理事長が任命する。

(組織及び管理)

第39条 事務局の組織及び管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。 (解散)
- 第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該 当する法人に贈与するものとする。

#### 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官 報に掲載する方法による。

## 第12章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

#### 第13章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特 例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかか わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始 日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、英辰次郎とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、大野精次とする。

#### 附則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

### 附則

- 1 この定款は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 この定款中第11条の規定は、この定款の施行の日以後初めて行われる任期満了による 次期の評議員の選任から適用するものとし、それ以前はなお従前の例による。
- 3 この定款中第22条第1項の規定は、この定款の施行の日以後初めて行われる任期満了 による次期の理事の選任から適用するものとし、それ以前はなお従前の例による。

## 附則

この定款は、平成28年11月28日から施行する。